

暴追センターだより

2023.7

62

暴追ながさき



(シンボルマーク)

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

就任のごあいさつ

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター

理事長 永江 正澄



このたび、理事長に就任いたしました永江でございます。

当センターの運営にご尽力いただいております評議員、理事、監事各位はもとより、暴力団排除活動に真摯に取り組んでおられる多くの県民の皆様方に、心から敬意を表しますとともに、平素より当センターに対する深いご理解とご支援を賜っておりますことに厚く御礼申しあげます。

当センターは、平成4年に「長崎県暴力追放運動推進センター」としての指定を受け、平成24年4月1日から「公益財団法人」として新たなスタートをきるとともに、平成25年には当センターが住民に代わり暴力団事務所使用差止請求を提起できる「適格都道府県センター」の認定を受け、暴力団排除活動の中核として、不当要求防止責任者講習、暴力団の不当要求による被害防止や被害が発生した場合のサポートなど各種事業を推進しているところでございます。

ご承知のとおり、暴力団等は、その組織実態を不透明化させながら、依然としてその威力を背景とした活発な資金源活動を行っています。

また、近年は暴力団対策の法制強化、警察等捜査当局の厳しい取締りは言うに及ばず、社会全体の暴力団排除運動により、その勢力は年々減少傾向を見せる一方で、平成27年、日本最大の組織である六代目山口組の分裂後、組織間の対立抗争が繰り返され、未だ終息の気配は見られず、暴力団情勢は予断を許さない厳しい状況が続いています。

このような状況にあって、(公財)長崎県暴力追放運動推進センターが果たすべき役割はこれまで以上に重要になり、事業の停滞は決して許されないものと感じております。

センターといたしましては、暴力団のいない安全で住み良い長崎県づくりに向け、今後も更に県警、弁護士会は言うに及ばず各地域・職域などで結成された暴力団排除を目的とした各種協議会など関係機関団体の皆様と緊密な連携を図り、暴力追放運動の推進に全力を尽くしたいと思っています。

今後とも、皆様方のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げ、理事長就任のご挨拶といたします。

着任のごあいさつ

長崎県警察本部

刑 事 部 長 川 口 利 也



本年3月に長崎県警察本部刑事部長に就任いたしました川口でございます。

長崎県暴力追放運動推進センターをはじめ、暴力団排除活動に携わっておられる皆様方には、日頃から警察活動に対しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢をみますと、皆様方や関係機関・団体による活発な暴力団排除活動の効果により、全国及び県下の暴力団員数は年々減少しておりますが、その一方で覚醒剤密売や恐喝等の伝統的な資金獲得犯罪に加え、ニセ電話詐欺や新型コロナウイルス感染症の経済対策を悪用した詐欺事件等を敢行するなど、新たな資金源活動を活発化させています。

また、国内最大の指定暴力団である六代目山口組が内部分裂し、離反した神戸山口組は依然として対立状態にあり、これらに起因するとみられる凶悪事件が現在でも各地で発生し、依然として地域社会に大きな不安を与えています。

暴力団は、構成員等の減少とともに表面上は弱体化しているように見えますが、我が国最大の犯罪組織であり、全国各地に存在し、その勢力維持のためにあらゆる

資金源活動を行うとともに暴力によって住民に脅威を与えている存在には何ら変わりはありません。

県警察としましては、安全で安心な長崎県を目指すとともに、暴力団の壊滅を目標として、あらゆる法令を駆使して取締りを強力に推進しているところでありますが、この目標は県民をはじめ関係機関・団体の皆様の御協力がなければ達成できるものではありません。

県警察は、取締りを強化しつつ、今後も県暴力追放運動推進センターをはじめとする関係機関・団体の皆様と緊密な連携を図りながら、幅広い暴力団排除活動を推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

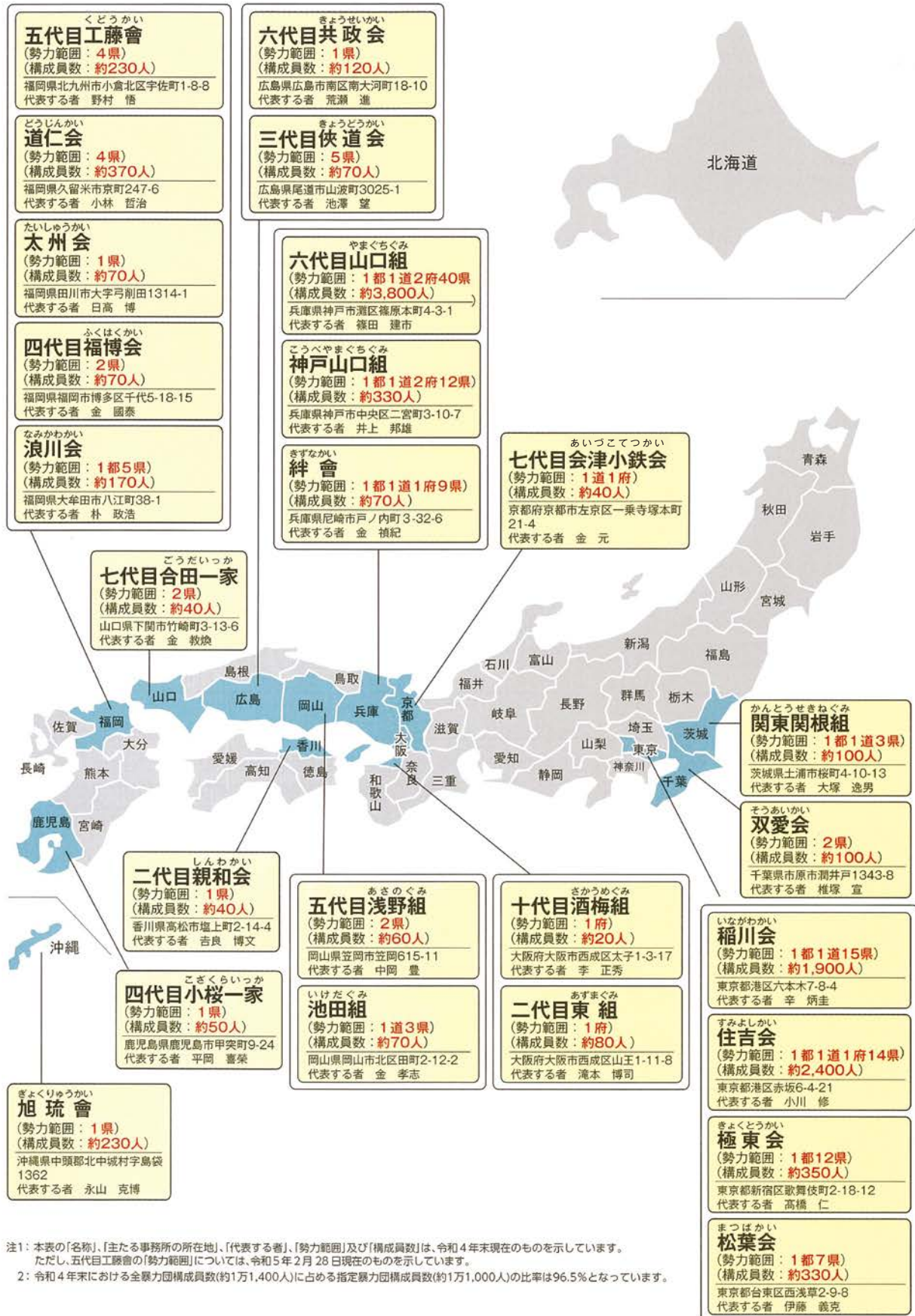
結びに、県暴力追放運動推進センターの益々の御発展と暴力団排除に携わっている皆様方の御健勝と御多幸を祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。



全国 指定暴力団分布図

■ 指定暴力団分布図 (25 団体)

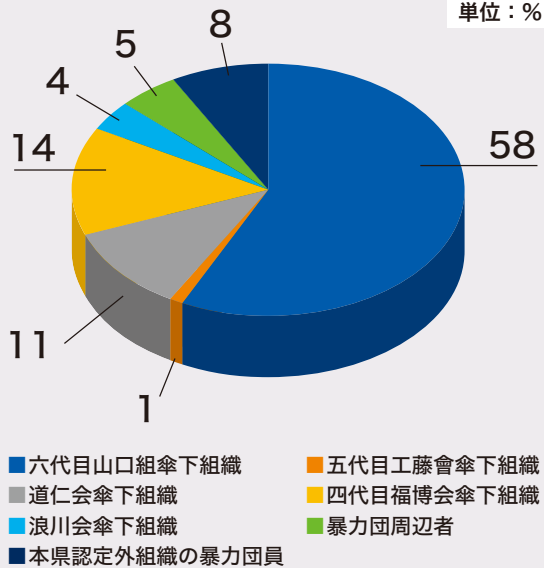
令和4年末現在



注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和4年末現在のものを示しています。ただし、五代目工藤會の「勢力範囲」については、令和5年2月28日現在のものを示しています。
 2: 令和4年末における全暴力団構成員数(約1万1,400人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,000人)の比率は96.5%となっています。

長崎県 暴力団情勢

組員構成比 (R4.12末現在)

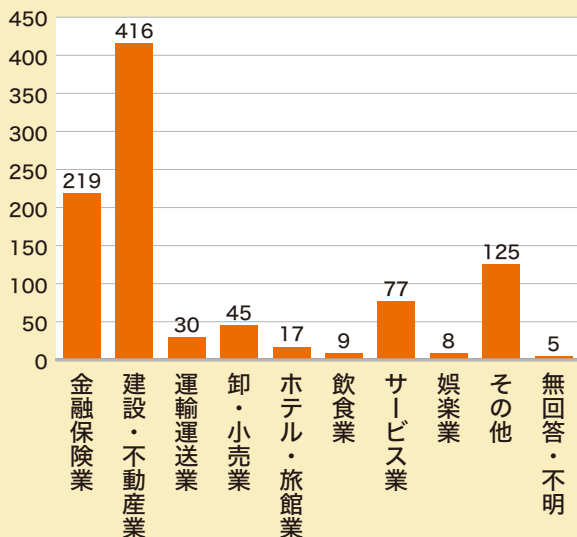


暴力団の特徴

- ① 県内には、暴力団9組織が存在し、すべて指定暴力団の傘下組織であり、うち5組織は六代目山口組の傘下です。
- ② 暴力団構成員は、約110人を把握しており、前年同期と比較して約20人の減少となります。
- ③ 暴力団構成員は減少していますが、一方では暴力団対策法から逃れるため、構成員の存在を秘するなど組織実態を潜在化させています。

暴力団排除に関するアンケート調査結果 (令和4年度調査)

1 業種別回答者数



※上記回答者951名中、暴力団からの不当要求を受けたことがあると回答した人は5人!!

2 不当要求の種別・件数

<input type="checkbox"/> 些細なことで因縁、暴行、脅迫、傷害	4人
<input type="checkbox"/> 寄付金・賛助金・機関誌購読料等の請求	1人
<input type="checkbox"/> 仕事のミス等に難癖をつけ賠償金請求	1人
<input type="checkbox"/> その他	1人

※ 複数回答

3 契約書等への暴排条項の導入状況

<input type="checkbox"/> 導入あり	689件
<input type="checkbox"/> 導入なし	69件
<input type="checkbox"/> 無回答・不明	193件

※ 72.4%が「導入済み」と回答 (令和3年度調査：68.4%)

反社会的勢力該当性の調査チェックリスト

近年、暴力団等の反社会的勢力は暴対法や暴排条例、県民の暴排意識の向上等により、組織実態を隠蔽し、活動形態においても企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜するなど不透明化しています。

新たな取引先等については、インターネット検索・登記確認・同業者からの聞き取り等により可能な限り調査を行い、下記のチェックリスト等を参考にして被害防止に努めましょう。

反社データによるスクリーニング

- 相手の代表者や役員・幹部が反社会的勢力に属していたとの情報がある
- 相手の代表者や役員・幹部が反社会的勢力と交際していたとの情報がある
- 相手の代表者や役員・幹部が恐喝や詐欺等の犯罪行為で逮捕されたことがあるとの情報がある
- 相手方（代表者や役員・幹部、従業員も含む）が法的責任を超えた不当な要求行為を行っていたとの情報がある
- 相手が反社会的勢力に支配・運営されていたとの情報がある
- 相手が反社会的勢力から援助を受けていたとの情報がある
- 相手方の事務所等が犯罪の疑いで家宅捜索を受けたことがあるとの情報がある

※「Q&A企業のための反社会的勢力排除実践マニュアル」（長崎県弁護士会・民事介入暴力被害者救済センター運営委員編集）より引用

暴力団等に対する基本的対応要領

不当要求に対しては対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが大切。

★有事の対応

1 来訪者のチェックと連絡



2 相手の確認と用件の確認



3 対応場所の選定



4 対応の人数



5 対応時間



6 言動に注意する



7 書類の作成・署名・押印



8 トップは対応させない



9 即答や約束はしない



10 湯茶の接待をしない



11 対応内容の記録化



12 機を失せず警察に通報



暴追センターの主な活動状況 1月～6月

- 1月**
 - 17日 長崎県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会総会への出席
 - 26日 不当要求行為自治体連絡会議への出席
- 5月**
 - 25日 令和5年度第1回理事会の開催
 - 31日 第73回「社会を明るくする運動」長崎県推進委員会への出席
- 6月**
 - 2日 長崎市役所における暴排講話の実施
 - 長崎県被害者支援連絡協議会実務担当者会議への出席
 - 3日 暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会への参加
 - 9日 第15回長崎県銀行警察連絡協議会への出席
 - 13日 令和5年度評議員会の開催

※1月～6月 県内各地において不当要求防止責任者講習会を計9回開催

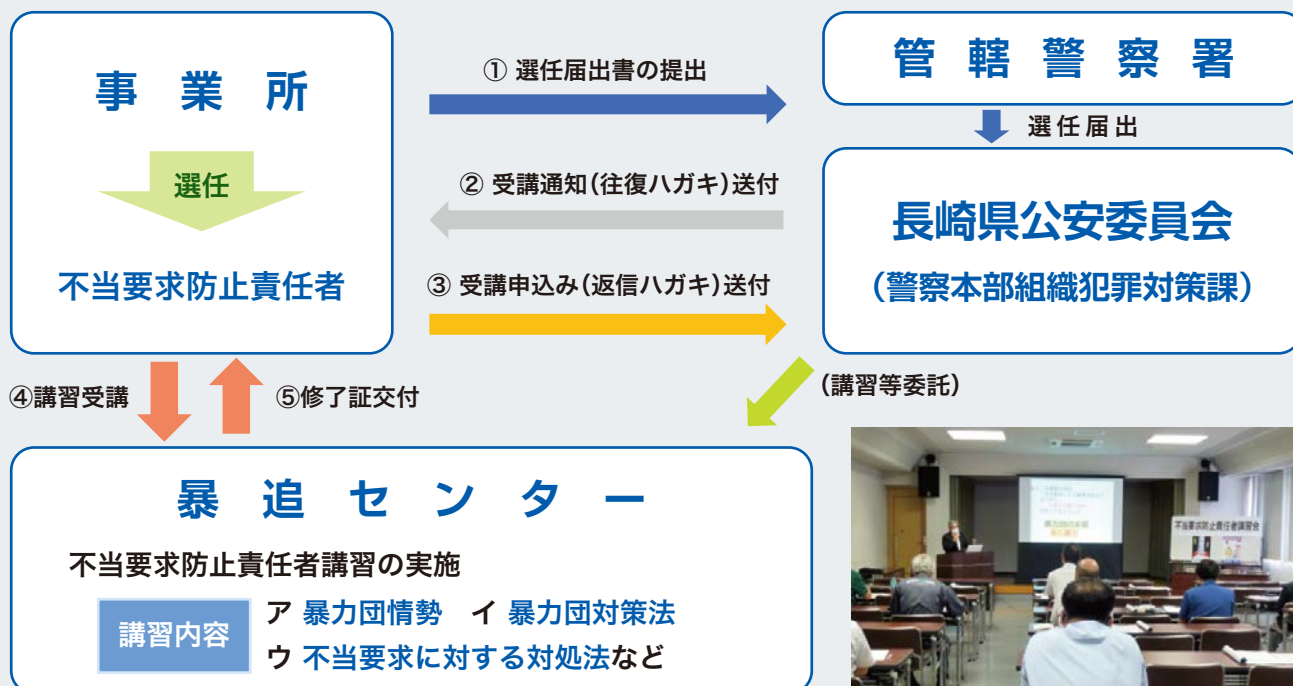


令和5年度第1回理事会



同評議員会

不当要求行為防止責任者選任及び講習手続き



※責任者講習届出書は、長崎県警ホームページからダウンロード可能。

不当要求対応DVDの無料貸出

暴追センターでは、「不当要求対応DVD」を無料で貸し出しています。

社内における研修等に活用ください。

この他にも多数そろえておりますので、ご希望の方は暴追センターへお問い合わせください。

区分	タイトル	時間	内容
企業	決定的瞬間！ これが不当要求だ！	34分	1 飲食店への正月飾り物の購入要求事案 2 建設会社の契約相手が暴力団関係企業と判明した事案
企業	教訓 (失敗を乗り越えて)	36分	暴力団に乗っ取られた下請け企業との契約を取り消すため、不当要求防止責任者等の活躍を描いた作品
企業	訣別のとき	35分	40代の元暴力団員が組を離脱し、更生するまでの経緯をある新聞記者に語り、回想していく作品
企業	暴排の標 (しるべ)	24分 25分 28分	1 反社会的勢力によるクレーム対応要領 2 都道府県センターによる暴力団事務所撤去 3 組長賠償請求訴訟
行政	鉄の砦	77分	暴力団の公共工事への参入を事例に、行政が一丸となって行政対象暴力に立ち向かうための対応要領等を解説



公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

所在地／長崎市万才町5番24号 ヒルサイド5ビル4F

電話 095-825-0893

FAX 095-825-0841

相談メールアドレス

info@boutsui-nagasaki.or.jp

ホームページ

<https://www.boutsui-nagasaki.or.jp>

◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を

無料・秘密厳守



発行と印刷

- 発行 令和5年7月
(公財)長崎県暴力追放運動推進センター
- 印刷 長崎市弥生町8番30号 ☎095-821-2341
株式会社 岩永印刷所